

### 資料3 排水基準

#### 1 国が定める排水基準（一律排水基準）（排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1、2） 有害物質に係る排水基準（別表第1）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物 <sup>①</sup>	カドミウム 0.03 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L
ほう素及びその化合物 <sup>①</sup>	海域以外：ほう素 10 mg/L 海域：ほう素 230 mg/L
ふっ素及びその化合物 <sup>①</sup>	海域以外：ふっ素 8 mg/L 海域：ふっ素 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 <sup>①</sup>	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L
1,4-ジオキサン <sup>①</sup>	0.5 mg/L
<p>備考1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法〔昭和23年法律第125号〕第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p>	

注① 暫定排水基準が設定されている業種があります。省令を確認してください。

生活環境項目に係る排水基準（別表第2）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L（日間平均120 mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L（日間平均120 mg/L）
浮遊物質量（SS）	200 mg/L（日間平均150 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量 <sup>①</sup>	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量 <sup>①</sup>	120 mg/L（日間平均60 mg/L）
磷含有量 <sup>①</sup>	16 mg/L（日間平均8 mg/L）

- 備考1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

注① 暫定排水基準が設定されている業種があります。省令を確認してください。

## 2 県が定める排水基準（上乘せ排水基準）

### （水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（昭和49年兵庫県条例第18号）別表第1）

有害物質に係る排水基準（別表第1）

有害物質の種類	許容限度	
	既設特定事業場	その他の特定事業場
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.05 mg/L (0.03 mg/L <sup>①</sup> )	カドミウム 0.03 mg/L
シアン化合物	シアン 0.7 mg/L	シアン 0.3 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.7 mg/L	0.3 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.7 mg/L (0.1 mg/L <sup>①</sup> )	鉛 0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.35 mg/L	六価クロム 0.1 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.35 mg/L (0.1 mg/L <sup>①</sup> )	砒素 0.05 mg/L

備考1 この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、県の区域に属する公共用水域の全域とする。

2 この表に掲げる排水基準は、法第2条第2項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）及び瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により法第2条第3項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設（以下「みなし指定地域特定施設」という。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）に係る排出水について適用する。

3 砒素及びその化合物についての排水基準は、温泉（温泉法〔昭和23年法律第125号〕第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する特定事業場のうち、旅館その他の宿泊所及び医療業に該当するものに係る排出水については、当分の間、適用しない。

4 この表に掲げる排水基準は、1の施設が特定施設又はみなし指定地域特定施設（以下「特定施設等」という。）となった際に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排出水については、当該施設が特定施設等となった日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。

(1) 特定施設 6月間（当該施設が法第12条第2項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、1年間）

(2) みなし指定地域特定施設 1年間（当該施設が法第12条第3項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、3年間）

5 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。

(1) 昭和49年4月1日において、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「昭和49年改正政令」という。）の規定による改正前の水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

(2) 昭和51年4月1日において、昭和49年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

(3) 昭和63年4月1日において、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和51年政令第122号。以下「昭和51年改正政令」という。）、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和54年政令第132号。以下「昭和54年改正政令」という。）、水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。）の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

(4) 平成3年11月1日において、水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。）の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場

(5) 備考4に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場

注① 国が定める一律基準値（カッコ内）を遵守する必要があります。（県上乘せ排水基準値より厳しいため。）

生活環境項目に係る排水基準（別表第2 瀬戸内海水域における有害物質以外のものに係る排水基準）

区分		許容限度											
		生物化学的 酸素要求量 (mg/L)	化学的酸素 要求量 (mg/L)	浮遊物質 量 (mg/L)	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量 (mg/L)		フェノー ル類含有 量 (mg/L)	銅含有 量 (mg/L)	亜鉛含有 量 (mg/L)	溶解性鉄 含有量 (mg/L)	溶解性マ ンガン含 有量 (mg/L)	クロム含 有量 (mg/L)	大腸菌群 数 (個/ cm <sup>3</sup> )
					鉱油 類	動植物 油脂類							
既設	畜産農業	排水量 100 m <sup>3</sup> 未満のもの	—	160 (120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		排水量 100 m <sup>3</sup> 以上のもの	100 (80)	100 (80)	150 (120)	—	—	—	—	—	—	—	—
特定	鉱業	排水量 1,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	60 (50)	60 (50)	100 (80)	—	—	—	—	—	—	—	—
		排水量 1,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	35 (25)	35 (25)	80 (60)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業場	食料品製造業及び飲料、飼料、たばこ製造業（たばこ製造業を除く。）	排水量 1,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	—	130 (100)	—	—	20	—	—	—	—	—	—
		排水量 1,000 m <sup>3</sup> 以上 5,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	100 (80)	90 (70)	130 (100)	—	15	—	—	—	—	—	—
		排水量 5,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	65 (50)	55 (40)	80 (60)	—	9	—	—	—	—	—	—
		排水量 10,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	35 (25)	25 (20)	50 (40)	—	7	—	—	—	—	—	—
繊維工業	染色整理業	排水量 5,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	—	100 (80)	90 (70)	—	—	1	—	—	—	—	—
		排水量 5,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	55 (40)	35 (25)	50 (40)	—	15	1	—	—	—	—	—
	その他のもの	排水量 1,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	65 (50)	65 (50)	150 (120)	—	—	—	—	—	—	—	—
		排水量 1,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	35 (25)	35 (25)	50 (40)	—	20	—	—	—	—	—	—
パルプ、紙、紙加工品製造業	パルプ製造業		90 (70)	90 (70)	130 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	排水量 5,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	80 (60)	80 (60)	90 (70)	—	—	1	—	—	—	—	—
		排水量 5,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	55 (40)	55 (40)	65 (50)	—	—	1	—	—	—	—	—
		排水量 10,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	30 (20)	30 (20)	50 (40)	—	—	1	—	—	—	—	—

区分			許容限度												
			生物化学的 酸素要求量 (mg/L)	化学的酸素 要求量 (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量 (mg/L)		フェノー ル類含有 量 (mg/L)	銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有 量 (mg/L)	溶解性鉄 含有量 (mg/L)	溶解性マ ンガン含 有量 (mg/L)	クロム含 有量 (mg/L)	大腸菌群 数 (個/ cm <sup>3</sup> )	
						鉱油 類	動植物 油脂類								
既 設 特 定 事 業 場	化学	ゼラチン、接着剤製造業	—	160 (120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	工業	その他のもの	排水量 1,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	130 (100)	65 (50)	150 (120)	4	—	1	—	—	3	—	—	
			排水量 1,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	80 (60)	55 (40)	130 (100)	3	20	1	—	—	3	—	—	
			排水量 10,000 m <sup>3</sup> 以上 30,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	40 (30)	35 (25)	80 (60)	2	15	1	—	—	3	—	—	
			排水量 30,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	乳化重合法によるアク リル系繊維製造工程を 有するもの	20 (10)	35 (25)	50 (40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—
				酢酸綿製造工程を有す るもの	20 (10)	30 (20)	50 (40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—
				その他のもの	20 (10)	20 (10)	50 (40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—
	石油精製業及び潤滑油製造業	排水量 100 m <sup>3</sup> 未満のもの	40 (30)	40 (30)	50 (40)	1	—	1	—	—	—	—	—	—	
		排水量 100 m <sup>3</sup> 以上 400 m <sup>3</sup> 未満のもの	30 (20)	30 (20)	40 (30)	1	—	1	—	—	—	—	—	—	
		排水量 400 m <sup>3</sup> 以上のもの	20 (10)	20 (10)	30 (25)	1	—	1	—	—	—	—	—	—	
	コークス製造業	排水量 100 m <sup>3</sup> 未満のもの	40 (30)	40 (30)	50 (40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	
		排水量 100 m <sup>3</sup> 以上 400 m <sup>3</sup> 未満のもの	30 (20)	30 (20)	50 (40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	
		排水量 400 m <sup>3</sup> 以上のもの	20 (10)	30 (20)	50 (40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—	
	なめし革製造業		—	160 (120)	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	
	骨材、石工品等製造業	排水量 1,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	60 (50)	60 (50)	100 (80)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		排水量 1,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	35 (25)	35 (25)	80 (60)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属 製品製造業、一般機械器具製造 業、電気機械器具製造業、輸送 用機械器具製造業及び精密機械 器具製造業	排水量 1,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	100 (80)	100 (80)	150 (120)	4	—	1	—	—	—	—	—	—	
		排水量 1,000 m <sup>3</sup> 以上 5,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	60 (50)	60 (50)	90 (70)	2	20	1	—	—	—	—	—	—	
		排水量 5,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満のもの	35 (25)	35 (25)	50 (40)	1.5	1.5	1	—	—	—	—	—	1	
		排水量 10,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	20 (10)	20 (10)	40 (30)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—	

区分				許容限度												
				生物化学的 酸素要求量 (mg/L)	化学的酸素 要求量 (mg/L)	浮遊物質 量 (mg/L)	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量 (mg/L)		フェノー ル類含有 量 (mg/L)	銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有 量 (mg/L)	溶解性鉄 含有量 (mg/L)	溶解性マ ンガン含 有量 (mg/L)	クロム含 有量 (mg/L)	大腸菌群 数 (個/ cm <sup>3</sup> )	
							鉱油 類	動植物 油脂類								
既 設 特 定 事 業 場	ガス業		排水量 100 m <sup>3</sup> 未満のもの		40 (30)	40 (30)	50 (40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—
			排水量 100 m <sup>3</sup> 以上 400 m <sup>3</sup> 未満のもの		30 (20)	30 (20)	50 (40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—
			排水量 400 m <sup>3</sup> 以上のもの		20 (10)	30 (20)	50 (40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—
	旅館その他の宿泊所					100 (80)	110 (90)	130 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療業					100 (80)	100 (80)	130 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—
	と畜場					80 (60)	80 (60)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	(2000)
	研究、試験、検査等の業務用の施設					100 (80)	100 (80)	130 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—
	し尿処 理施設	し尿 浄化 槽	処理対象 人員 201 人以上 501 人未 満のもの	昭和 49 年 3 月 31 日 前に設置したもの	指定区域	80 (60)	110 (90)	130 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—
					その他の区域	120 (90)	130 (100)	150 (120)	—	—	—	—	—	—	—	
			昭和 49 年 4 月 1 日か ら昭和 56 年 5 月 31 日 までに設置したもの	301 人未満のもの	80 (60)	110 (90)	130 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—	
				301 人以上のもの	40 (30)	70 (60)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	—	
		昭和 56 年 6 月 1 日以降に設置したもの				40 (30)	70 (60)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	
処理対象 人員 501 人以上の もの		指定区域				40 (30)	70 (60)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	
		その他の区域	処理対象人員 2,000 人未満のもの				80 (60)	110 (90)	130 (100)	—	—	—	—	—	—	
	処理対象人員 2,000 人以上のもの				40 (30)	70 (60)	90 (70)	—	—	—	—	—	—			
その他のもの					40 (30)	70 (60)	90 (70)			—	—	—	—	—		
下水道終末処理施設			中級処理のもの		80 (60)	—	130 (100)	—	—	—	—	—	—	—		
			高級処理のもの		25 (20)	—	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—		
その他の業種又は施設			排水量 1,000 m <sup>3</sup> 未満のもの		100 (80)	100 (80)	150 (120)	4	—	1	—	—	—	—		
			排水量 1,000 m <sup>3</sup> 以上 5,000 m <sup>3</sup> 未満のもの		60 (50)	60 (50)	90 (70)	2	20	1	—	—	—	—		
			排水量 5,000 m <sup>3</sup> 以上 10,000 m <sup>3</sup> 未満のもの		35 (25)	35 (25)	50 (40)	1.5	15	1	—	—	—	—		
			排水量 10,000 m <sup>3</sup> 以上のもの		20 (10)	20 (10)	40 (30)	1.5	15	1	—	—	—	—		

区分	許容限度												
	生物化学的 酸素要求量 (mg/L)	化学的酸素 要求量 (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/L)		フェノー ル類含有 量 (mg/L)	銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有 量 (mg/L)	溶解性鉄 含有量 (mg/L)	溶解性マ ンガン含 有量 (mg/L)	クロム含 有量 (mg/L)	大腸菌群 数(個/ cm <sup>3</sup> )	
				鉱油 類	動植物 油脂類								
その他	旅館その他の宿泊所	25 (20)	25 (20)	60 (40)	—	—	—	—	—	—	—	—	
特定 事業 場	医療業	25 (20)	25 (20)	60 (40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6 (800)	
	研究、試験、検査等の業務用の施設	25 (20)	25 (20)	60 (40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6 (800)	
	し尿処理施設	し尿浄化槽	25 (20)	50 (40)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	
		その他のもの	25 (20)	60 (50)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	
	下水道終末処理施設	25 (20)	—	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の業種又は施設	排水量100 m <sup>3</sup> 未満のもの	40 (30)	40 (30)	50 (40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6 (800)
		排水量100 m <sup>3</sup> 以上400 m <sup>3</sup> 未満のもの	30 (20)	30 (20)	40 (30)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6 (800)
		排水量400 m <sup>3</sup> 以上のもの	20 (10)	20 (10)	30 (20)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6 (800)

- 備考1 この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、漁業法（昭和24年法律第267号）第109条第2項に規定する瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域で、県の区域に属する区域とする。
- 2 この表に掲げる排水基準は、排水量が30 m<sup>3</sup>以上である特定事業場に係る排水水について適用する。
- 3 この表に掲げる排水基準を適用する特定事業場のうち、2以上の業種又は施設の区分に該当するものにあつては、当該特定事業場に係る排水水については、主たる業種又は施設の区分の排水基準を適用する。
- 4 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、下水道終末処理施設及びし尿処理施設を除き、海域及び湖沼に排出される排水水については、適用しない。
- 5 銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、昭和49年12月1日においてゆう出している温泉を利用する旅館その他の宿泊所に該当する特定事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 6 この表に掲げる排水基準は、1の施設が特定施設等となった際現に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排水水については、当該施設が特定施設等となった日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。
- (1) 特定施設 6月間（当該施設が法第12条第2項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、1年間）
- (2) みなし指定地域特定施設 1年間（当該施設が法第12条第3項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、3年間）
- 7 この表に数値の定めのない項目及び水素イオン濃度（水素指数）の項目についての許容限度は、排水量が30 m<sup>3</sup>以上50 m<sup>3</sup>未満である特定事業場にあつては排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）で定める許容限度とし、排水量が50 m<sup>3</sup>以上である特定事業場にあつてはこの表の規定による許容限度の定めがないものとする。
- 8 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。
- (1) 昭和49年4月1日において、昭和49年改正政令の規定による改正前の政令別表第1に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
- (2) 昭和51年4月1日において、昭和49年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
- (3) 昭和63年4月1日において、昭和51年改正政令、昭和54年改正政令、昭和56年改正政令及び昭和57年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
- (4) 平成3年11月1日において、平成2年改正政令の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場
- (5) 備考6に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場
- 9 「排水量」とは、1日当たりの平均的な排水の量をいう。
- 10 「中級処理のもの」とは高速散水濾床法、モディファイド、エヤレーション法その他これらと同程度に処理することができる方法により下水を処理するものをいい、「高級処理のもの」とは活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に処理することができる方法により下水を処理するものをいう。
- 11 「指定区域」とは、昭和49年3月31日において建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の規定に基づき特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域をいう。
- 12 ( )内の数値は、日間平均値を示す。

※ 上乗せ排水基準適用の留意点

兵庫県上乗せ排水基準は、有害物質、生活環境項目とも「既設特定事業場」と「その他の特定事業場」を区別し、基準を適用しています。既設特定事業場は、「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」(昭和49年条例第18号)の施行日(昭和49年4月1日)より前に設置されていた特定事業場及び施行令の改正(特定施設の追加指定)等により新たに特定事業場となった事業場であり、上乗せ排水基準表の備考欄(備考5・備考8)に具体的に示されています。

水質汚濁防止法施行令の改正等により、特定施設、指定地域特定施設となった施設は以下の通りです。(区分の詳細は、施行令別表第1をご参照ください。)

政令	施行日	特定施設番号					
昭和47年 政令第346号	S47.10.1	1の2					
昭和49年 政令第363号	S49.12.1	19リ	71の2	66の3			
昭和51年 政令第122号	S51.6.1	64の2	69の2				
昭和54年 政令第132号	S54.5.10	68の2	71の3				
昭和56年 政令第327号	S57.1.1	18の2	18の3	21の2	21の3	21の4	23の2
		51の2	51の3	63の2	70の2	71の4イ	
昭和57年 政令第157号	S57.7.1	69の3					
昭和63年 政令第252号	S63.10.1	66の4	66の5	66の6	66の7	66の8	
平成2年 政令第266号	H3.4.1	指定地域特定施設					
平成3年 政令第240号	H3.10.1	71の5(ジクロロメタンに係るものを除く)			71の6(ジクロロメタンに係るものを除く)		
平成9年 政令第269号	H9.12.1	71の3	71の4イ				
平成10年 政令第173号	H10.6.17	71の4ロ					
平成11年 政令第412号	H12.3.1	71の5(ジクロロメタンに係るもの)			71の6(ジクロロメタンに係るもの)		
平成12年 政令第243号	H12.10.1	71の4ロ					
平成13年 政令第201号	H13.7.1	63の3					
平成24年 政令第147号	H24.5.25	38の2	66の2				
備考1 S49.12.1、19号リが追加されているが、19号イ～チは当初政令施行時に特定施設である。							
備考2 71号の2の対象として専修学校がS51.1.30に追加された。							
備考3 47ニ、49、50、56号は有害物質を使用するものに限られるため、以下の有害物質の追加により特定施設の範囲が拡大している。							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・S50.3.1(ポリ塩化ビフェニル)</li> <li>・H1.10.1(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)</li> <li>・H6.2.1(ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペンチウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン)</li> <li>・H13.7.1(ほう素、ふっ素、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物)</li> <li>・H24.5.25(トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン)</li> </ul>							
備考4 71号の3、71号の4については、S9.12.1の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正に伴い特定施設の範囲が拡大している。							
備考5 71号の4ロについては、S12.10.1の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正に伴い特定施設の範囲が拡大している。(PCB分離施設が追加)							
備考6 H24.5.25、66の2(エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設)が追加され、これに伴い、66の2～66の7が66の3～66の8に号番号の振り替えとなっている。							



## ※ 排出水の量の算定方法等

### 1 1日当たりの平均的な排出水の量（日平均排出水量）

- (1) 正常に操業している時点において1日1回、週3回以上操業状態が異なる時期を含むようにして流量測定を行ない、次式により求めた量を1日当たりの平均的な排出水の量とします。

なお、季節的に大幅に排出水量が変更する場合は、通常の操業時期を対象とします。

$$Q = \frac{q_1 t_1 + q_2 t_2 + \dots + q_n t_n}{n}$$

Q : 1日当たりの平均的な排出水の量 (m<sup>3</sup>/日)

q<sub>n</sub> : 実測流量 (m<sup>3</sup>/sec)

t<sub>n</sub> : q<sub>n</sub>の測定を行った日の実質操業時間 (sec)

n : 測定回数

- (2) 年間を通じてほぼ恒常的な操業を行ない、かつ、使用水が水道のみによる場合は、(ア)にかかわらず、次式によることができます。

$$Q = \frac{Q_t - Q_0}{n}$$

Q<sub>t</sub> : 1ヶ月間の水道使用量

Q<sub>0</sub> : 製造過程等で明らかに消費される水量

(実測若しくは、生産量によって明らかに消費水量が把握できる場合に限る。)

n : 1ヶ月間の操業日数

### 2 排出水の1日当たりの最大量（日最大排出水量）

- (1) 当該地域における同業種の操業状態等を勘案し、年間を通じて使用水量の最も多い1日を選んでください。ただし、操業の状態によっては最大使用水量日と最大排出水量日が一致しない場合がありますので、その場合は最大排出水量日とします。

前述で選ばれた1日につき操業時間において等時間間隔で3回以上流量を測定し、次式により算定してください。

$$Q = \frac{q_1 + q_2 + q_3 + \dots + q_n}{n} \times T$$

q<sub>1</sub>~q<sub>n</sub> : 各測定時における流量 (m<sup>3</sup>/sec)

n : 測定回数

T : 操業時間 (sec)

- (2) 用水が上水道又は工業用水道水のみによっており、かつ製造過程等で消費される水量が実績若しくは生産量等によって明らかな場合は前項にかかわらず、次式により算定することができます。

$$Q = Q_1 - Q_0$$

Q<sub>1</sub> : 1日の水道水使用量

Q<sub>0</sub> : 1日の製造過程等で消費される水量

### 3 1日の排出水の平均的な汚染状態（日間平均値）

1日の操業時間内において排出水を3回以上測定した結果の平均値をいいます。この場合、操業時間直後及び操業終了直前において排出水が排出されている時点を必ず含むものとします。

なお、終日操業している場合は、1日につき夜間を含め3回以上測定するものとします。

**3 兵庫県条例が定める排出基準（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（平成8年兵庫県告示第542号）別表第5）**

水濁法、瀬戸法の対象以外の工場等（畜産業に係るものを除く。）は、次の基準が適用されます。

排出基準（別表第5）

項目等		許容限度		
健 康 項 目	1 カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.05 mg/L	
	2 シアン化合物	シアン	1 mg/L	
	3 有機りん化合物	1	mg/L	
	4 鉛及びその化合物	鉛	0.1 mg/L	
	5 六価クロム化合物	六価クロム	0.5 mg/L	
	6 ひ素及びその化合物	ひ素	0.1 mg/L	
	7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀	0.005 mg/L	
	8 アルキル水銀化合物	検出されないこと。		
	9 ポリクロロネイテッドビフェニル（別名PCB）	0.003	mg/L	
	10 トリクロロエチレン	0.3	mg/L	
	11 テトラクロロエチレン	0.1	mg/L	
	12 ジクロロメタン	0.2	mg/L	
	13 四塩化炭素	0.02	mg/L	
	14 1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L	
	15 1,1-ジクロロエチレン	0.2	mg/L	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L	
	17 1,1,1-トリクロロエタン	3.0	mg/L	
	18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/L	
	19 1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/L	
	20 テトラメチルチウラムジスフィロド（別名チウラム）	0.06	mg/L	
	21 2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）	0.03	mg/L	
	22 S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）	0.2	mg/L	
	23 ベンゼン	0.1	mg/L	
	24 セレン及びその化合物	セレンとして	0.1 mg/L	
一 般 項 目	1 水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるものにあつては、5.8以上8.6以下 海域に排出されるものにあつては、5.0以上9.0以下		
	2 生物化学的酸素要求量	100 mg/L（日間平均	80 mg/L）	
	3 化学的酸素要求量	100 mg/L（日間平均	80 mg/L）	
	4 浮遊物質量	90 mg/L（日間平均	70 mg/L）	
	5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5	mg/L
		動植物油脂類	20	mg/L
	6 フェノール含有量	5	mg/L	
	7 クロム含有量	2	mg/L	
	8 溶解性鉄含有量	10	mg/L	
9 溶解性マンガン含有量	10	mg/L		

項目等		許容限度
一般項目	10 ふっ素含有量（現在は有害物質扱い）	15 mg/L
	11 銅含有量	3 mg/L
	12 亜鉛含有量	5 mg/L
	13 大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
<p>備考1 この排出基準は、公共用水域に排水を放流する工場等（水質汚濁防止法施行令〔昭和46年政令第188号〕別表第1に掲げる特定施設及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令〔昭和48年政令第327号〕第4条の2に規定されるみなし指定地域特定施設を設置する工場等並びに畜産業に係る工場等を除く。）について適用する。</p> <p>2 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水には適用しない。</p> <p>3 科学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域（漁業法〔昭和24年法律第267号〕第109条第2項に規定される瀬戸内海の海域に流入するものを除く。）に排出される排出には適用しない。</p> <p>4 「検出されないこと。」とは、5に掲げる方法により排水の汚染状態を測定した場合において、当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>5 この表に掲げる項目に係る数値の検定は、排水基準を定める省令第2条に基づき環境大臣が定める方法（排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法〔昭和49年環境庁告示第64号〕によるものとする。</p>		

#### 4 ダイオキシン類に係る排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2）

水質排出基準（別表第2）

水質基準対象施設	10pg-TEQ/L
<p>備考1 基準適用場所は、事業場の排水口（水質基準対象施設に係る排水口）とします。</p> <p>2 排水基準の遵守義務又は改善命令違反の場合は、罰則規定があります。</p> <p>3 1pg=0.000000001mg（10億分の1mg）</p> <p>4 TEQ：ダイオキシン類の毒性を、最も毒性の強い2、3、7、8-TeCDDに換算した値</p>	

## 5 浄化基準（地下水の水質浄化措置命令に係る基準）（水質汚濁防止法施行規則別表第2）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物 <sup>①</sup>	カドミウム 0.003 mg/L
シアン化合物	検出されないこと。
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	鉛 0.01 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.05 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.01 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.01 mg/L
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L
ジクロロメタン	0.02 mg/L
四塩化炭素	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量 0.04 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L
チウラム	0.006 mg/L
シマジン	0.003 mg/L
チオベンカルブ	0.02 mg/L
ベンゼン	0.01 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.01 mg/L
ほう素及びその化合物 <sup>①</sup>	ほう素 1 mg/L
ふっ素及びその化合物 <sup>①</sup>	ふっ素 0.8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 <sup>①</sup>	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 mg/L
1,4-ジオキサン <sup>①</sup>	0.05 mg/L
備考1 「検出されないこと。」とは、第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	